※朱書き部分が前回からの修正箇所

# 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所 移管先事業者の選定方法等(案)

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定を踏まえ、 芦屋市長が事業者を決定します。

# 1 第1次審査(書類審査)

選定委員会において、事業者決定後の引き継ぎや三者協議等の実施を前提に、事業者の現在の取組等から、移管後の良好な施設運営が期待できるか等を書類により審査し、第2次審査に進む事業者を選定します。「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について評価を行い、各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第1次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第2次審査に進む事業者を上位から最大3事業者選定します。

日野来日をエ位//・2 審査項目	5最大3事業者選定します。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	-   審査・評価内容
	区分 東 来 老 概 更 傑	
事業者の状況	事業者概要等	事業者概要
		事業者の基本理念、基本方針、目標等
		応募の動機
		事業者が運営する施設にかかる事業者の自己評価・第
		三者評価等の取組についての考え方
		監査状況
	事業者の経営状況	事業者の財務状況
園の組織・体制	全体計画	<mark>教育・</mark> 保育理念, <mark>教育・</mark> 保育方針, <mark>教育・</mark> 保育目標
		開園日・開園時間 <del>・定員区分</del>
		1号認定子どもの選考方法
	収支計画	収支予算計画書
		保育料以外の保護者負担
	職員の育成・配置	人材育成
		職員配置
		履歴書( <mark>呂施設長,主任保育士</mark> 予定者)
	安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制
園の運営	教育及び保育の内容に関	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画等
	する計画	幼保連携型認定こども園として特に配慮する点
	配慮を要する子ども及び	配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な世帯への
	家庭支援が必要な世帯へ	具体的な方針
	の対応	
	食育及び給食提供の考え	食育
	方	ー  給食提供の考え方
	地域との連携等	子育て支援事業
		   地域との連携・交流
		   小学校との接続及び連携等
		家庭的保育事業等との連携
	保護者に対する支援・連	保護者に対する支援・連携
	携及び苦情解決処理	苦情解決処理
	1万人 〇 白 旧門八人	白用がひへんご生

その他の提案	その他配慮する取組や提案
	・交通安全対策
	・ <mark>開園移管</mark> 準備や <mark>開園移管</mark> 後の取組等
	・その他
	施設整備等計画

#### 2 第2次審査(事業者面接)

選定委員会において、第1次審査を通過した事業者に対し、第1次審査に掲げる「事業者の状況」、「園の組織・体制」及び「園の運営」について、事業者の代表者・幼保連携型認定こども園の園長施設長予定者・主任保育士予定者・会計担当者・設計担当者等の提案内容に関する事業者の代表者として責任をもって対応できる方(出席人数は5名まで)を対象に面接を実施します。設置運営移管に向けた熱意や社会福祉・幼児教育の見識、また、子どもや保護者の視点に立った支援が期待できるか、職員の資質向上についての考えを理解し具体的な提案取組があるか等について直接聞き取りを行い、事業者決定後の引き継ぎや三者協議等の実施を前提に、事業者の現在の取組等から、移管後の良好な施設運営が期待できるか等を審査します。

各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第2次審査の得点が7割以上の事業者の中から、第 3次審査に進む事業者を上位から最大2事業者選定します。

なお、事業者面接に出席できない場合は、選定対象から除外します。

## 3 保護者による施設見学の実施 ※選定は行いません。

移管対象施設の保護者(令和2年度に市立打出保育所・市立大東保育所に在籍する児童の保護者とし、選定委員会の委員として委嘱を受けた者を除く。)に希望がある場合には、事業者(第2次審査を通過した事業者に限る)の職員が施設(第3次審査(実地調査)希望施設とする)を案内し、保育の状況等を見学できるよう対応すること。但し、見学を行う保護者の人数は1施設あたり5名以内とします。

なお、見学を行った保護者は、その感想を、選定委員会の委員に示すことができるものとしますが、 第2次審査を通過した事業者の審査は、第3次審査(実地調査)において実施します。また、見学の 受け入れにあたり、第3次審査(実地調査)関係書類の準備や、見学者との面接の実施等、施設案内 以外の対応は不要です。

## 34 第3次審査(実地調査)

選定委員会において、第1次審査及び第2次審査を通過した事業者の運営施設において実地調査を行います。第3次審査に掲げる各審査項目について、事業者の代表者・施設長・主幹保育教諭主任保育士等の事業者の代表者として責任をもって対応できる方(出席人数は3名まで)を対象に面接を実施し、施設の運営状況について直接聞き取りを行うとともに、施設で行われている教育・保育の状況等を調査し、審査します。各審査項目において5割以上を獲得し、かつ、第3次審査の得点が7割以上となった事業者の中から第2次審査と第3次審査の合計得点が上位の事業者を選定します。

なお、実地調査に応じられない場合は、選定対象から除外します。

審査項目	審査・評価内容
職員の育成・配置	人材育成
	職員配置
	施設長のリーダーシップ
安全対策・危機管理体制	安全対策・危機管理体制

教育及び保育の内容	教育及び保育に関する全体的な計画、指導計画等
配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な	配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な世帯への
世帯への対応	具体的な方針
食育及び給食提供の考え方	食育
	給食提供の考え方
地域との連携等	子育て支援事業
	地域との連携・交流
	小学校との接続及び連携等
	家庭的保育事業等との連携
保護者に対する支援・連携及び苦情解決処理	保護者に対する支援・連携
	苦情解決処理